

# 税額【支給要件】の確認方法について 2

給与所得に係る市民税・県民税 特別徴収額の決定通知書の場合

- 給与所得者で勤務先以外に収入がない場合、この通知書で申請できます。【勤務先から毎年6月頃配付】

所得	給与収入 給与所得 その他の	主たる給与 以外の合算 所得区分 総所得金額①	営業 農業 .	.	.	.	.	.	.	課税標準 総所得③ 123,456,789	税額	税額控除前所得割額④ 234,560 税額控除額⑤ 1,500 所得割額⑥ 233,000 均等割額⑦ 3,500 税額控除前所得割額④ 123,450 税額控除額⑤ 1,000 所得割額⑥ 122,400 均等割額⑦ 2,000 特別徴収税額⑧ 456,700 控除不足額⑨ 0 既充当額⑩ 0 既納付額⑪ 0 差引納付額(⑧-⑩-⑨,⑩) 456,700 変更前税額⑫ ***** 増減額(⑧-⑫) ***** 変更月
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業 生命保険料 地震保険料	障・寡・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎 所得控除合計② 964,567	控 老 配 配 特 定 同 老 16 歳 未 満 .	.	.	.	.	本人該当区分 未成年 特 障 .	繰越損失	新 付 額 6 月 分 12,300 7 月 分 13,400 8 月 分 13,400 9 月 分 13,400 10 月 分 13,400 11 月 分 13,400 12 月 分 13,400 1 月 分 13,400 2 月 分 13,400 3 月 分 13,400 4 月 分 13,400 5 月 分 13,400		

サンプル：  
市町村によって様式は異なります。

部分拡大

- 配偶者が「控除対象配偶者」である場合

所得控除の枠の中の配偶者欄が330,000円であること  
控除対象配偶者(控配)欄にチェックがあることを確認します。

配偶者を扶養している者の所得割額が  
**301,199円**以下か確認します。

配偶者を扶養している人の決定通知書の中に、市町村ごとに様式は異なりますが、所得控除枠の配偶者欄に330,000と入力され、右下の枠の「控配」欄に印がついています。この場合は、その配偶者を扶養している人の所得割額(税額の枠内)を確認してください。この額が301,199円以下であれば、基本的にこの通知書1通で申請できます。\*  
「配偶者特別控除」は関係ありませんので注意してください。  
※：この額が301,200円以上場合、確認のため被扶養者の方の証明書を提出していただきます。

301,200円以上であれば

- 配偶者が「控除対象配偶者」でない場合

お二人の証明書を用意し所得割額を合算します。

父母の所得割額を合計した額が  
**304,199円**以下か確認します。

親権者(父母)両者の「決定通知書」又は「市民税・県民税所得課税証明書」等が必要です。お二人の合計額が304,199円以下の場合、就学支援金の認定が受けられます。それぞれ1部(計2部)を添えて申請してください。

この市民税額の所得割額の金額で  
就学支援金の申請について判断します。  
【均等割額や県民税額は含みません。】

市民税	税額控除前所得割額④	234,560	
	税額控除額⑤	1,500	
	所得割額⑥	233,000	
	均等割額⑦	3,500	
	県民税	税額控除前所得割額④	123,450
		税額控除額⑤	1,000
		所得割額⑥	122,400
		均等割額⑦	2,000
		特別徴収税額⑧	456,700
		控除不足額⑨	0
		既充当額⑩	0
		既納付額⑪	0
差引納付額(⑧-⑩-⑨,⑩)		456,700	
変更前税額⑫		*****	
増減額(⑧-⑫)		*****	
変更月			